

平成30年度事業計画書

第1 事業計画

特産農産物は、急速な国際化の進展、需給構造の変化、農業構造の変化等により厳しい状況におかれているものの、地域経済・農業において重要な地位を占めており、地域の風土に根ざした産地形成は特産農産物の需給の安定のみならず伝統的な食文化等の維持・継承にとっても重要な課題となっている。

また、国民の食生活に不可欠な食料である大豆については、持続的な国産志向や生産者、加工業者を巡る状況の変化に対応した良質な国産大豆の供給、取引の安定確保が急務となっている。

さらに、近年、農産物市場の国際化の進展など、新たな国際環境に対応して農産物の生産・流通・加工にわたる構造改革や生産資材価格の引下げ等により国内農業の体質を強化し、農業競争力強化と成長産業化を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、日本特産農産物協会は、公益財団法人として、国の関係施策を踏まえつつ、上記の課題に適切に対応するため、所管の公益目的事業の適正、円滑な実施を図る。具体的には、平成30年度は、①特産農産物の需給の安定、産地育成等を図るため、有能技能人材の認定・登録と現地派遣による技術指導、研究会の開催、生産・流通情報の収集・提供等の事業を継続実施する。②国産大豆の需要の拡大を図るため、現行の収穫後大豆を対象とした収穫後入札取引に新たな播種前入札取引を加えた二本立ての価格形成施設を開設・運営する。なお、播種前入札取引については、30年産について本格実施を行う。このほか、情報の収集・提供のための事業を引き続き実施する。③平成27年度～平成29年度の補正予算事業である新国際環境対応特産農産物等生産システム改善・需要拡大対策事業の円滑な推進を図る。このうち、産地パワーアップ事業については基金管理団体として基金の安全管理を図るとともに、業務の公正、適正かつ効率的な実施を図る。また、関係団体の協力も得て外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の円滑な推進を図る。

なお、甘味資源作物等農業機械等リース支援事業の基金管理団体である全国地域作物等振興協議会の事務局として、平成25年度に経費の助成を行った事業実施主体から提出される事業評価報告の内容審査及び指導並びに協議会の運営事務を行う。

第2 会議等の開催

- 1 評議員会及び理事会
- 2 地域特産物マイスター候補の審査会・認定証交付式
- 3 地域特産物マイスターの集い及び現地意見交換会
- 4 地域特産物の持つ機能性等に関する研究会（特産農作物セミナー）
- 5 大豆入札取引委員会
- 6 取引監視委員会
- 7 産地パワーアップ事業の適切な事業運営に係る有識者委員会
- 8 需要拡大対策事業の新商品開発等事業に係る公募選考委員会
- 9 需要拡大対策事業による新商品開発に係るマッチング・試食・商談会

第3 特産農産物の需給の安定と伝統的な食文化等の維持・継承のための事業

(1) 地域特産作物体制強化促進事業

地域特産物マイスターの新規認定及びマイスターの現地派遣による技術指導並びに

相互交流・情報発信等、制度の円滑な運営を図るとともに、地域特産物の持つ機能性等に関する研究会（特産農作物セミナー）を開催する。また、薬用作物（生薬）、薬用人蔘、和紙原料作物を含む地域特産作物について、行政・関係団体等の協力を得て産地別の栽培面積、生産量、生産流通動向等を収集・整理し、関係者に提供する。

（２）豆類に関する調査事業

公益財団法人日本豆類協会から委託を受けて、内外の雑豆を中心とする豆類の生産・流通・消費等に関する調査、試験研究関係資料の収集、関係団体の活動状況等に関する情報の収集等を行い、「豆類時報」を編集（年４回の季刊）する。

第４ 国産大豆の需要の拡大を図るための価格形成施設の開設・運営及び情報の収集・提供事業

（１）大豆価格形成安定化事業

国産大豆の入札取引の実施主体として現行の収穫後大豆を対象とする収穫後入札取引及び播種前入札取引に係る市場を開設・運営するとともに、入札取引の透明化・適正化を図るため、次の事業を実施する。特に、国産大豆の安定取引に関する懇談会とりまとめ（平成２８年２月）の提言を受けて新たに取り組むこととなった播種前入札取引については、平成３０年産大豆を対象として本格実施を行う。

- ① 大豆入札取引委員会の開催
- ② 取引監視委員会の開催
- ③ 入札の実施
- ④ 入札結果の公表
- ⑤ 指標価格の作成・提供
- ⑥ 入札取引を円滑に実施するための情報の提供

（２）国産大豆の需給・品質に関する情報の収集・提供事業

公益財団法人日本豆類協会の助成を受けて、国産大豆の需給状況、産地における生産動向、実需段階での使用状況や品質評価等に関する情報を継続的に収集、整理・分析し、当該情報をインターネット等により、大豆の流通関係者、産地関係者、実需者、消費者等に広く提供する。

第５ 新国際環境対応特産農産物等生産システム改善・需要拡大対策事業

（１）産地パワーアップ事業

本事業は、国からの交付金により基金管理団体に基金を造成し、これを用いて、国内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が産地パワーアップ計画に基づいて地域の強みを活かした収益力の強化に取り組む際に必要となる、計画策定経費、計画の実現に必要な高性能な農業機械・施設のリース導入や、集出荷施設の再編・整備、改植等による高収益作物・栽培体系への転換等に係る経費等を助成することとしている。当協会は平成２７年度～平成２９年度の補正予算事業の基金管理団体に選定され、基金造成を行ったところであるが、平成３０年度は、基金管理団体として、

- ① 基金の安全管理
- ② 都道府県が作成する事業実施方針の承認及び事業計画の承認（協議）
- ③ ②の承認（協議）に当たっての地方農政局長等への協議（回答）
- ④ 都道府県への助成金の交付決定及び助成金の支払等を実施する。

また、事業運営に係る有識者委員会を開催する。

(2) 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

新たな国際環境の下で、茶等工芸農作物及びいも類等甘味資源作物の需要フロンティアの開拓を図るため、生産者と外食産業等との連携体制を構築するとともに、産地と複数年契約をすることにより商品の高付加価値化を図ろうとする外食・加工業者等が行う新商品の開発やそれに必要な技術開発、販路開拓の支援を行う。平成30年度は、外食・加工業者等の公募を実施し、公募選考委員会において事業実施主体を選定することにより、新商品の開発等を行う。また、新商品を開発する外食・加工業者等と生産者のマッチング、新商品開発に係る技術指導、試食会、商談会等を開催する。